

子発 0303 第 4 号  
令和 5 年 3 月 3 日

[一部改正] 令和 6 年 4 月 25 日 こ支家第 279 号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 児童養護施設職員等の処遇改善について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日 閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で従事する者の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、社会的養護に従事する者の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり、「社会的養護従事者処遇改善加算実施要綱」を定め、令和 4 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村に対して周知をお願いするとともに、本加算の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 社会的養護従事者処遇改善加算実施要綱

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### 2. 加算対象施設等

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4の2第3号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型）を除く。以下同じ。）及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所（以下「対象施設等」という。）

（※）施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象となる。

### 3. 保護単価の設定

社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価の設定は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の長（母子生活支援施設における社会的養護処遇改善加算の設定については、中核市の長を含む。以下「都道府県知事等」という。）が行うこととする。この場合において、都道府県知事等はその設定した保護単価について施設の長に対し通知すること。なお、都道府県知事は母子生活支援施設におけるその設定した保護単価について、市町村長（指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長を除く。）及び施設の長に対し通知すること。

### 4. 実施方法

対象施設等に従事する職員に月額9,000円の処遇改善を実施する。

### 5. 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる算出式により算出された額の合計とする。

社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価 × 延べ人数（各月の常勤換算従事者数の合計（※））

（※）常勤換算従事者数は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出する。申請の際は、各月の常勤換算従事者数の見込み数を用いるものとし、各月ごとに当該数の増減が見込まれる場合、当該増減を反映させるものとする。

## 6. 処遇改善の要件

- (1) 本加算による処遇改善を実施する場合には、別に定める「社会的養護従事者処遇改善加算計画書」(以下「計画書」)を作成すること。また、計画書の具体的な内容を職員に周知すること。

(※) 処遇改善とは、本加算の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算実施年度と同等の条件の下で、本加算前までに適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。
- (2) 本加算額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、本加算による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。ただし、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長の処遇改善に充てることはできないものとする。
- (3) 本加算による処遇改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処遇改善の額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われていること。
- (4) 本加算に係る処遇改善について、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年保管しておかなければならないこと。
- (5) 本加算により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。
- (6) 本加算により講じた処遇改善の水準を維持すること。

## 7. 加算実施手続

- (1) 対象施設等は、加算の適用に当たって、対象施設等を管轄する都道府県等に対して、計画書を提出することとする。

なお、本加算の実施期間は4月から3月まで(年度の途中で加算を実施する場合は、当該加算を取得した月から直近の3月まで)とする。
- (2) 対象施設等は、年度終了後、都道府県知事等に、別に定める様式「社会的養護従事者処遇改善加算実績報告書」を提出し、確認を受けることとする。

## 8. 留意事項

- (1) 実績報告書等により、対象施設等において実施された処遇改善が本加算の要件を満たさないことが確認された場合、既に支給された加算の一部若しくは全部を返還させること又は加算を取り消すこととする。
- (2) 本加算による処遇改善は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)に基づく民間施設給与等改善費(処遇改善分)及び社会的養護処遇改善加算における処遇改善額には含めないこととする。

## 9. 経費

社会的養護従事者処遇改善加算に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。